

県条例に基づく特定建設作業一覧（振動）

（群馬県的生活環境を保全する条例施行規則別表第十六）

空気圧縮機（原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（手持式以外のブレーカーを使用する作業を除く。）